

「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」（中間案）に対するご意見と県の対応、考え方

- 1 パブリックコメント・・・・・・・・・・ 1
- 2 市町・関係団体意見照会・・・・・・・・ 21
- 3 懇話会委員意見・・・・・・・・・・ 33

1 「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」（中間案）に対するご意見と県の対応、考え方【パブリックコメント】

- (1) 意見公募期間：令和7年3月18日（火）から令和7年4月16日（水）まで（30日間）
- (2) 意見数：92件（15名）
- (3) 意見の概要及び意見に対する県の対応、考え方：下表のとおり

項目別意見数

項目	件数
全般 に関する意見	2 件
前文 に関する意見	3 件
第1条（目的） に関する意見	3 件
第2条（定義） に関する意見	17 件
第3条（基本理念） に関する意見	9 件
第4条（県の責務） に関する意見	4 件
第5条（県民等の役割） に関する意見	1 件
第6条（市町の役割） に関する意見	2 件
第7条（学校等の役割） に関する意見	3 件
第8条（事業者の役割） に関する意見	1 件
第9条（医療機関の役割） に関する意見	3 件
第10条（民間支援団体の役割） に関する意見	1 件

第11条（推進体制の整備） に関する意見	1 件
第12条（推進計画） に関する意見	3 件
第13条（人材の育成及び支援） に関する意見	3 件
第15条（予防教育等の推進） に関する意見	10 件
第17条（性暴力の根絶をめざす月間） に関する意見	3 件
第18条（総合的な相談体制の整備等） に関する意見	3 件
第19条（早期発見及び早期対応） に関する意見	1 件
第20条（性暴力被害者等に対する支援） に関する意見	3 件
第21条（三重県犯罪被害者等支援条例への委任） に関する意見	2 件
第22条（性暴力の再発防止） に関する意見	7 件
第23条（性暴力が発生しない環境づくり） に関する意見	6 件
第24条（個人情報保護の保護） に関する意見	1 件
第25条（財政上の措置） に関する意見	1 件
合計	93 件

（注）重複計上しており、意見数と合計が一致しない（1つの意見で複数の条項に該当するため）

対応状況別意見数

対応区分	件数
① 反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	37 件
② 反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。	4 件
③ 参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	37 件
④ 反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの。（県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。事業主体が県以外のもの。法令などで規定されており、県として実施できないもの。）	12 件
⑤ その他：①～④に該当しないもの。（中間案から削除した文言に対する意見）	2 件
合計	92 件

対応区分

- ①反映する 最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。
- ②反映済 意見や提案内容が既に反映されているもの。
- ③参考にする 最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。
- ④反映は難しい 反映または参考にさせていただくことが難しいもの。
 - ・ 県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。
 - ・ 事業主体が県以外のもの。法令などで規定されており、県として実施できないもの。
- ⑤その他 ①～④に該当しないもの。（中間案から削除した文言に対する意見）

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
1	全般	学校等の設置者は、子ども及びその保護者に対して、その発達の段階に応じた性暴力の根絶に資する総合的な教育又は啓発を行うよう努めることや性暴力被害者等の支援の必要性及び二次被害の防止について、県民の理解促進のため広報・啓発活動その他の必要な施策を講じ、県民が性暴力の根絶に自主的かつ積極的に取り組めるよう、気運の醸成を図ることを規定するとあるが、学校現場としてどのような教育内容、指導事項等が必要なのかをわかりやすく提示するとともに、教育現場の業務が過多にならないよう、現場の実情に応じた支援が必要に感じます。（専門の講師派遣による対応）推進計画を含め、丁寧な議論をしながらとりくむ必要があるように思う。	②	第12条第3項において、推進計画の策定の際には県民等の意見を反映するために必要な措置を講ずると規定しており、県民など広くご意見をいただきながら策定を進めていきます。
2	全般	条例全体で頻出する「めざす」について、条例では一般的に常用漢字を用いることとされており、既存の三重県条例で「めざす」を用いる例がないことはないが、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」など大多数の既存条例では「目指す」が用いられていることも踏まえ、「目指す」としてはどうか。	④	県の総合計画である「みえ元気プラン」において「めざす」を使用していますので、表記を合わせています。
3	前文	その被害を見逃すことなく早期に発見し、「被害者とその家族を」支援する事が必要である。一番近くにいる家族も一緒に支えることが重要と考えます。	①	ご意見をふまえ修正します。
4	前文	13行目からの「被害者に長期にわたり心身に深刻な影響を与え」について、表現としてこなれていないように思うので、「被害者の心身に長期にわたり深刻な影響を与え」としてはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
5	前文	18行目からの「心身の」について、「子どもの心身」であることを明確にするため、「その心身の」としてはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。
6	第1条	「法令（……）に定めるもののほか」について、「法令」というのは雑漠に過ぎるし、目的規定において関係法令と相乗的に目的を達成することを規定する際は通常「相まって」を用いるので、「〇〇に関する法令（…）と相まって」としてはどうか（〇〇には、「性暴力の根絶をめざす施策」や「性暴力の根絶及び性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復の支援」、「性暴力の根絶等」などが考えられる。）。	①	ご意見をふまえ、「法令と三重県犯罪被害者等支援条例と相まって、」に修正します。なお、どのような法律と関連するかは逐条解説等でお示ししていきます。
7	第1条	「性暴力を根絶し、（……）者を支援することで、県民等が安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与する」について、「性暴力を根絶し、（……）支援すること」が本条例の直接的な目的であり、「県民等が安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与する」は本条例の終局的な目的であると考えられるので、目的規定の一般的な形にのっとり、「性暴力を根絶し、（……）者への支援を図り、もって県民等が安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与する」などとしてはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。
8	第1条	「性暴力の根絶をめざす施策を総合的かつ効果的に推進するため」について、第1条では「性暴力の根絶をめざす施策を総合的かつ計画的に推進」とあることを踏まえ、「性暴力の根絶をめざす施策を総合的、計画的かつ効果的に推進するため」としてはどうか。	①	第1条を「総合的かつ効果的に推進するため」に修正します。

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
9	第2条 第1号	<p>悪質ホストクラブ、アダルトビデオへの出演強制など、社会問題化を引き起こしている言葉・文言は明記すべきである。</p> <p>また、加害者が個人によるケースと共に、グループ、団体等、複数によるケースも多数実在する事から、加害者の捉え方として、個人と複数に分けて、想定する必要があると考える。</p> <p>※条例全体において加害者が個人の場合を想定しているように感じるので、加害者がグループなど複数のケースも想定して、それぞれの項目を構成したほうが良い。特に、複数のケースは悪質性、継続性、再発性が高く、被害者が多数に上るケースがある。これは社会全体で性暴力を根絶する必要がある事を示唆している。ここへの意識醸成は傍観者を作らない事に繋がり、県民としての役割を認識しやすくすることにもつながると考えます。</p>	③	<p>社会問題化している事象を全て記載することには限界があることから、いただいたご意見については、逐条解説等でお示ししていくとともに、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
10	第2条 第1号	<p>「同意（自由な意思により自発的に与えられるものをいう。）」について、福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例において同様の「同意」の定義がなされてはいるものの、「同意」とは一般的に「他人の行為に賛成の意思を表示すること」をいうものであり、「自由な意思により自発的に与えられるもの」では「同意」の定義としてかなり無理があるように思われるので、「同意（自由な意思により自発的に、他人に特定の行為を行いたい旨の意思表示をし、又は他人の特定の行為に係る意思表示に対し承諾の意思表示をすることをいう。）」などとするか、せめて「同意（自由な意思により自発的に与えられるものに限る。）」としてはどうか。</p>	①	<p>ご意見をふまえ「自由な意思により自発的に与えられるものに限る。」に修正します。</p>
11	第2条 第1号	<p>「（その者に対して接触する行為に限らず非接触的なものも含む。）」について、条例の表現としてこなれておらず違和感があるので、端的に「（その者に対して接触することのない行為を含む。）」としてはどうか。</p>	①	<p>ご意見をふまえ「その者に対する物理的な接触に限らない。」に修正します。</p>

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
12	第2条第1号	<p>「性的な問題に関する身体、自由、精神、尊厳その他その者の権利利益を害する行為」について、「性的な問題に関する」や「その者の」の後続する語句へのかかり方が適切ではない（例えば「性的な問題に関する身体を害する」というのは日本語として違和感があるし、「その者の」は「身体、（……）尊厳」にもかかるべき）と思われ、また、一般的な法制執務のルールにのっとると、「○○であって、」で受ける場合、○○を繰り返さず「もの」で受けるのが一般的なので、茨城県性暴力の根絶を目指す条例も参考に、「性的な問題に関しその者の身体、自由、精神、尊厳その他の権利利益を害するもの」としてはどうか（なお、茨城県条例では、「その他その者の権利利益」としているが、「身体、（……）尊厳」が「権利利益」の一部であることは明らかであり、それより前の語句が例示であることを示す「その他の」を用いれば、「その者の」を2回使用しなくて済むので、「その他の権利利益」とするほうがよいと思われる。また、「性的な問題に関し、」の「、」はないほうが語句の固まりが明確になるとと思われる。）。</p>	⑤	条文の見直しに伴い、該当部分は削除しています。
13	第2条第2号	<p>「（その犯罪事実が前号に該当するものに限る。）」について、前号では、「性暴力」を「性犯罪（……）その他（……）行為」と定義しており、定義が循環して自己撞着をきたしている。前号の「その他」以下の要件に該当するということを言いたいのだと思うが、その場合は、「（その犯罪事実が特定の者の性的な問題に関する権利利益に係るものに限る。）」などと改めて要件を書き下すべきではないか。せめて前号の「その他」を「その他の」とし、前号の「その他」以下の要件が「性犯罪」を含む性暴力の一般的定義であるようにすべきではないか（現在の定義では、「性犯罪」と「その他（……）行為」は並列の別物と解釈されることになり、循環論法の弊害はより深刻と思われる。）。</p>	①	ご意見のとおり修正します。
14	第2条第4号・第5号	<p>「暴力」について、どういう行為なのか漠然としており、本条例のキーワードである「性暴力」とも紛らわしいので、既存のDV防止施策等との整合性を図る観点からも、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律のように「暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）」と定義してはどうか。その場合、「次号において同じ。」として、第2条第5号にも定義を及ぼす必要がある。</p>	③	ご意見をふまえ、その考え方を逐条解説等でお示ししていきます。
15	第2条第7号・第8号	<p>「相手」について、第2条第1号では「特定の者」としており、平仄が合っていないので、「特定の者」に統一してはどうか。その場合、「当該相手」も「その者」に改める必要がある。</p>	①	ご意見のとおり修正します。

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
16	第2条第7号	「又は相手の意思に反する性的な言動」について、表現の繰り返しを避ける観点から、また、このままだと「(性的な関心や……を含む。)」が及ばないので、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第11条第1項に即して、「又は当該性的な言動」とすべきではないか。	①	ご意見のとおり修正します。
17	第2条第7号	「社会生活上他人と共有する環境」について、福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例ではこのような表現が用いられているものの、違和感があるので、茨城県性暴力の根絶を目指す条例に倣って、「社会生活上の環境」としてはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。
18	第2条第10号	アスリート等盗撮に関して、「性的な意図をもって」の証明は困難であり、不適切な性的部位(プライベートパーツ)に集中した撮影に対して規制をかけるべきだと考えます。	④	アスリート等盗撮については、例えば単なる記録のためや報道のための撮影など本来許されるべき行為と望まざる行為との判別が困難であり、規制することは困難であることから、まずは、性的な意図を持った行為は性暴力であり根絶すべき行為であると定義することで、発生防止に向けて取り組むこととしています。
19	第2条第10号	「アスリート等盗撮」という定義語について、定義内容に「アスリートが一切出でこず違和感があるので、定義語を「性的意図盗撮」などに改めるか、「人の姿態又は部位を撮影する行為」を「アスリートその他の人の姿態又は部位を撮影する行為」に改めるなどしてはどうか。	④	県民に広く認知していただけるよう、社会上問題となっている行為として認識していただける原案のとおりとします。
20	第2条第13号	「当該性暴力によって受け、若しくは引き起こされた」について、「当該性暴力によって受け」と「当該性暴力によって引き起こされた」は、「身体的被害」と「精神的被害」のいずれにも並列でかかると思われるので、「当該性暴力によって受け、又は引き起こされた」とすべきではないか。	①	ご意見のとおり修正します。
21	第2条第14号	「周囲の偏見や」について、「や」は、条例で用いるには口語的に過ぎるので、「周囲の偏見、」としてはどうか。	④	三重県犯罪被害者等支援条例での定義と合わせるため、現在の規定とします。

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
22	第2条 第14号	「心無い言動」について、条例で用いる表現としては曖昧模糊としすぎているように思うので、削ってはどうか。「誹謗中傷」で事足りるように思われる。	④	三重県犯罪被害者等支援条例での定義と合わせるため、現在の規定とします。
23	第2条 第14号	「インターネットを通じて行われる誹謗中傷」について、インターネットで行われるものに限定する必要がないと思うので、単に「誹謗中傷」としてはどうか。もしインターネットを通じて行われるものを特出ししたいのであれば、「誹謗中傷（インターネットを通じて行われるものを含む。）」としてはどうか。	④	三重県犯罪被害者等支援条例での定義と合わせるため、現在の規定とします。
24	第2条 第14号	「報道機関等による過剰な取材」について、「プライバシーの侵害」で事足りるように思うし、報道機関の取材の自由は十分に尊重されなければならない中、何が「過剰」かの判断はなかなか難しいと思われるので、削ってはどうか。	④	三重県犯罪被害者等支援条例での定義と合わせるため、現在の規定とします。
25	第2条 第18号	「子ども」を「十八歳未満の者」と定義しているが、十八歳以上でも高校等に在籍している者は十八歳未満の者と同様に「子ども」として性暴力から特に保護する必要があると思うので、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（いわゆる「こども性暴力防止法」）における「児童等」と同様の定義とすべきではないか。	③	子どもについては現在の定義のままとしますが、18歳以上の生徒も在籍しているため、条文中では学校等に在籍する者としています。ご意見をふまえ、考え方については逐条解説等でお示ししていきます。
26	第3条 第3号	支援を求める声をあげやすくするだけにとどまらず、可能な限りにおいて被害者の心の叫び、加害者を糾弾する声（本人・家族・支援者）などをあげやすくすること、その機会を確保することは重要。こういった声や被害者の真の苦しみを社会全体で共有し、「許さない」との意識を醸成する事が重要であると考えます。	③	被害者の心情に寄り添うため、第19条において、警察その他の関係機関と連携を図るものとしているところです。いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
27	第3条 第3号	「差別や偏見等」について、「や」は、条例で用いるには口語的に過ぎるので、「差別、偏見等」としてはどうか。	①	ご意見をふまえ「差別及び偏見等」に修正します。

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
28	第3条 第4号	支援は関係機関が連携し迅速かつ的確に途切れることなく支援が「提供されなければならない。」です。各団体の支援体制を作ることを義務としなければ、今の状況と何ら変わることがないとおもいます。	③	県条例において、関係機関の支援を義務化することは困難ですが、推進計画の策定や今後の支援施策を展開するにあたって、関係機関による支援がなされるよう取り組んでいきます。
29	第3条 第5号	「まずは、子どもが性暴力を防止する知識を身につける教育及び啓発を行うとともに」に関して子どもたちに対する教育や啓発の効果は否定しませんが、第一には大人、社会に対する予防措置を優先するべきであると考えます。のちの条文で触れられている「市町、学校等及び事業者に対する情報の提供、広報及び啓発」の徹底と、日本版DBSなどの積極的な利用が謳われるべきであると考えます。	③	子どもが性暴力による被害に遭わないことが望ましいことですので、子どもへの教育・啓発を先に述べることでしてしています。
30	第3条 第5号	「子どもの健全な成長発達に重大な影響を及ぼす極めて重大な人権の侵害」について、「重大」が繰り返され違和感があるので、「子どもの健全な成長発達に多大な影響を及ぼす極めて重大な人権の侵害」などと表記を工夫してはどうか。	①	ご意見をふまえ修正します。
31	第3条 第5号	「まずは、」について、「まずは」がかかる部分を明確にするため、「、」を削ってはどうか。	⑤	条文の見直しに伴い、該当部分は削除しています。
32	第3条 第5号	「早期発見並びに被害を受けた子どもの迅速な支援」について、つなぐのは2つの語句だけと思われるので、「早期発見及び被害を受けた子どもの迅速な支援」とすべきではないか。	①	ご意見のとおり修正します。
33	第3条 第5号	「県、県民等、市町、学校等、医療機関、民間支援団体」について、法制執務の一般的なルールにのっとり、「県、県民等、市町、学校等、医療機関及び民間支援団体」とすべきではないか。	①	ご意見のとおり修正します。
34	第3条 第5号	子どもへの性暴力は自身が回避する事が困難であることや家族からの暴力もある為、子ども「とその家族」が防止する知識を身につけ、被害が発生した場合は子ども「とその家族」への迅速な支援のために連携協力すること。としてほしい。 被害を受けた子どもの支援は当然ながら、一番近くにいる家族が精神的に落ち込み傷つき、さらに被害児を傷つけることがあってはならないと考えるからです。 「四」を義務規定にすることで「五」につながります。	①	ご意見をふまえ「子ども及びその家族」に修正します。

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
35	第4条第1項	「性暴力の根絶をめざす施策を総合的に策定」について、第1条では「性暴力の根絶をめざす施策を総合的かつ計画的に推進」とあることを踏まえ、「性暴力の根絶をめざす施策を総合的かつ計画的に策定」としてはどうか。	①	第1条の修正をふまえ、原案のままとします。
36	第4条第1項	「策定し、実施する」について、法制執務の一般的なルールにのっとり、「策定し、及び実施する」とすべきではないか。	①	ご意見のとおり修正します。
37	第4条第3項	支援に関する情報の収集及び活用に留まらず、加害者が性暴力等に及んだ身体的、心理的メカニズムや背景の分析に関しても個別事案ごとに行い可能な限り解明し、再発防止、予防への施策に反映すべきと考えます。 ※性教育が予防に重要である。にもかかわらず、加害に及ぶ、一線を越えてしまう要因（特に男性の性欲、その質と量）について調査・分析・解明がなされない限り、根絶は困難ではないでしょうか。	③	同条に規定する支援に関する情報の収集を通じて、どのような対策が可能であるか、施策の構築にあたって生かしていきます。
38	第4条第3項	基本理念にのっとり施策を実施する責務を有し、実施に当たり国、市町、民間支援団体、その他の関係機関と相互に連携を図り、3、被害者等に関する情報の収集及び活用に努めるものとする。とありますが、どこが性暴力の実態、件数、対応方法、連携方法、情報の共有、そしてその施策の問題点と改善をするのでしょうか。現状支援体制がバラバラでわかりにくく、継続されず、県民周知がされていないと思います。やはり、県が中心となって、支援体制を構築するべきであると考えため「情報の収集と活用をする。」または「せねばならない。」が正しいと思います。	①	ご意見をふまえ義務規定とします。
39	第5条第2項	被害者等に対する支援に向けて・・・と共に加害者にならない（生まない）ための行動や意識啓発（声かけ）なども必要と考えます。 ※傍観者を作らない事、その雰囲気の醸成が根絶に向けて何より重要と考えます。	③	性暴力の根絶をめざす施策のひとつとして、いただいたご意見も踏まえ、第16条及び第17条に規定する気運醸成等を図っていきます。
40	第6条	「基本理念にのっとり、県 学校等連携協力のもと回復の支援に関する取り組みを推進するよう努めるとともに被害者の心身に受けた影響からの回復支援に関して住民の理解を促進し、地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」としてはどうでしょうか。県が取り組むべきとするところは、市町もそれを実行すべきと考えます。 被害者及び家族が直接生活にかかわるところに関しては、安心して生活が送れるよう支援が必要となります。そのため、市町の役割は大きいと考えます。 「推進する」「促進する」「協力する」ではないでしょうか。	④	市町に期待する役割を規定することから、原案のままとします。

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
41	第6条	「（以下第十四条において「性暴力の根絶をめざす取組」という。）」について、法制執務の一般的なルールにのっとり、「以下」を削るべきではないか。	①	ご意見のとおり修正します。
42	第7条	「学校等は基本理念にのっとり、性暴力を認めたら相談窓口を知らせ的確に対応し、施策に協力するよう努めるもの。」とありますが、学校こそしっかり規則を設けるべきです。 被害の聞き取りなどは先生ではなくカウンセラーなど専門家が良いと思います。そうでないと先生の負担が大きいです。 また、先生からの被害が後を絶ちません。性教育の推進や研修を行う事や被害後の教育支援も重要で、被害により学校に行けなくなる子は少なくないです。そのためオンラインの整備など環境を整えて学習支援をおこない、被害生徒が進級進学ができるような十分な体制が必要と考えます。 被害が確認されたら県が設置する相談窓口及び警察の相談窓口にご相談することができるよう、第三者委員会を立ち上げ、迅速かつ的確に対応する。2、学校は施策に協力しなければならない。だと思います。教育現場が大変なことはわかりますが。 先生方を守る為にも必要だと思います。	④	本条項については学校等に期待する役割を規定することから、原案のままとしますが、当県では、被害が起こった場合に適切に対応いただけるよう、対応手順などをお示しした「学校における児童生徒間の性暴力対応支援ハンドブック」を作成し配布してきたところであり、引き続き、学校等において速やかに適切な対応をしていただけるよう取組を進めていきます
43	第7条	「学校等は、（……）学校等に在籍する者に対する性暴力の防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する者に（……）」について、対象を明確にするため、「学校等は、（……）当該学校等に在籍する者に対する性暴力の防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校等に在籍する者に（……）」としてはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。
44	第7条	県等が設置する相談窓口へ行きつくまでの過程においても校内への外部支援が必要ではないでしょうか。例えば教員が事案発生を認識した場合、学校長等へ報告するという選択肢とは別に、外部窓口への通報も選択肢としてある事を明記する事が望ましいと思います。	③	当県では、これまで、被害が起こった場合に適切に対応いただけるよう、対応手順などをお示しした「学校における児童生徒間の性暴力対応支援ハンドブック」を作成し配布してきたところです。いただいたご意見をふまえ、引き続き、学校等において速やかに適切な対応をしていただけるよう取組を進めるとともに、相談窓口等の周知を図っていきます。

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
45	第8条	「申し出があった時は適切に対応するよう努めるものとする。 また、従業員家族が被害にあった場合は、被害者の回復及び支援が行えるように、柔軟かつ適切に対応するよう努めるものとする。」としてほしい。 子どもが被害にあった場合、受診 学校サポート、警察、裁判等家族にかかる負担が精神的にも金銭的にも負担が大きいと考えます。 また、家族も精神的サポートが必要な場合もあります。産業医によるカウンセリングなど柔軟に対応できる環境を整えることが必要と考えます。	③	いただいたご意見については、従業員やその家族が性被害に遭った場合に必要な配慮を行っていただくよう、今後の施策構築にあたっての参考とさせていただきます。
46	第9条	医療機関がその役割を果たすに当たっても、第3条に定める基本理念にのっとることは重要であると考え（特に同条第4号及び第5号では医療機関が明記されている。）ので、「医療機関は」の後ろに「、基本理念にのっとり」を加えるべきではないか。	①	ご意見のとおり修正します。
47	第9条	医療機関についても、「県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努める」ことを規定する必要はないのか。	③	加害者の支援が可能な医療機関などの社会的資源を整えることが必要であることから、まずは被害者支援に関する役割を規定することとします。
48	第9条 第10条	医療機関は緊急時から利用する事となりますが、受診科目が違ってくると思いますし、長期間にわたり受診されたり、支援団体のお世話になったりします。その場合、情報の共有が必要と考えます。が実際には難しいのが現状です。専門医師、看護師、コーディネーターを育成し、支援体制を整えることでしっかりと情報の共有、支援ができるのではないのでしょうか。 民間主導で行うのがいいのか、県が主体となるのがよいか現在バラバラになっている支援団体とともに役割を明確にするべきである。もし、医療機関、民間支援団体にその体制を構築し維持していくためには補助金が必要となるかと思います。	③	いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。
49	第11条	県は性暴力の根絶をめざす施策を総合的かつ効果的に推進するため、必要な体制を整備するよう「努めるものとする。」ではなくて、「しなければならない」です。	①	ご意見をふまえ、義務規定とします。
50	第12条	今回の中間案に示された内容を具現化するためには、「県が定める『推進計画』」にどのような内容が示されるのかがきわめて重要である。その策定の際にも幅広い意見聴取とていねいな議論が必要である。	②	第12条第3項において、推進計画の策定の際には県民等の意見を反映するために必要な措置を講ずると規定しており、県民など広くご意見を頂きながら策定を進めていきます。

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
51	第12条	<p>中間案に示された内容を具体的にしていくためには、ここで示された推進計画にどのような内容が盛り込まれるのかが、大変重要になってくると思います。策定の際には、幅広い意見を聴き取り、丁寧に議論していただくことが大切だと思います。</p>	②	<p>第12条第3項において、推進計画の策定の際には県民等の意見を反映するために必要な措置を講ずると規定しており、県民など広くご意見を頂きながら策定を進めていきます。</p>
52	第12条	<p>「前二項の規定は推進計画を変更し適切に準用する。」にした方が県民の意見がより反映されるのではないのでしょうか？</p>	④	<p>計画を変更する場合にも県民等の意見を反映するために必要な措置を講ずることとしており、県民の意見が反映される規定となっています。</p>
53	第13条	<p>「予防教育等の推進」は非常に大切で、意義があることだと思っています。</p> <p>学校等の子ども並びにその保護者が主な対象となっていますが、教えることになるであろう教員や保育士の多くがあまり学んでいない分野かと思います。第13条2に「教育に関する職務に従事する者に対し、性暴力への適切な対処に関する知識及び技術～」とありますが、対処はもちろんのこと、基礎知識や子どもへの伝え方・予防教育の進め方についてもしっかり含めていただければと思います。</p> <p>私は県内の学校を中心に性教育活動をおこなっていますが、予防教育の必要性を感じている先生が増えていて頼もしく感じる一方、多くの先生は何をどう教えていいかわからなかったり、よりこや県独自の対応ハンドブックの存在さえ知らなかったりします。校内で発生しても適切な対処がなされなかったり、もどかしい事例を聞くこともあります。せっかくいいハンドブックやリーフレットが配付されても、多忙化している現場の先生方の記憶に止まっていない現状を感じています。教員対象の研修をおこなっても、任意の研修では関心がある層やある程度知識がある層しかこないの、全員に届くようにする必要があります。</p> <p>たださえ、性教育、性暴力予防教育は、学校や地域差、教員差が大きいのが課題です。国・文部科学省はすべての学校で「生命（いのち）の安全教育」と言っていますはいますが、残念ながらそこまで実施されていない、言葉や内容（性暴力予防教育であるということ）も知られていないように感じています。</p> <p>この条例をきっかけに、三重県内すべての地域・学校で、差がなく、子どもたちへの予防教育や、教員研修等が充実することを願っています。</p> <p>条例案への意見というより、施行後の願いになってしまいましたが、よろしく願いいたします。</p>	①	<p>ご意見をふまえ、「校等において、当該学校等に関する職務に従事する者に対し、性暴力の防止及び適切な対処に関する知識及び技術」に改めました。</p>

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
54	第13条	「回復の支援に関し必要な専門的知識及び技術を高め、情報の提供その他の施策や体制を講ずるものとする。」としてはどうでしょうか。県職員に移動があるのは分かりますが、県職員含めプロフェッショナルを育てることも重要です。例えば専門医師、専門看護師、加害者に対する更生プログラムの実施に向けた専門家庭教育を推進する。という項目があってもよいのではないのでしょうか。教育現場でおきる教師からの性暴力をどのように対応するか、各学校に専門教員を置くことで、意識が変わり、防げる被害だと思えます。	②	ご意見にある人材については本条項中の条例に定める施策の実施に携わるものに含まれています。
55	第13条	「性暴力被害者等と同様の心理的外傷」について、「性暴力被害者等と同様」というのはハードルが高すぎるように思われ、そこまではいかなくても心理的外傷等を受けることを防止することが求められると思うのでその部分は削るとともに、心理的外傷だけではなく幅広く心身に対する悪影響が発生するのを防止すべきと考えるので、「心理的外傷その他の心身に対する重大な影響」などとしてはどうか。	③	三重県犯罪被害者等支援条例に規定する支援従事者への代理受傷対策と同じ表現とするため、現在の記載のままとしますが、ご意見をふまえ、幅広く支援従事者の心身に悪影響が発生しないよう取組を検討していきます。
56	第15条	「行うよう努める」とありますが、予防教育は必ず必要と考えます。そのため「行う。」としてもよいのではないのでしょうか	④	県以外の取組も含まれることから、努力義務とします。
57	第15条	学校等の設置者は、子ども及びその保護者に対して、その発達の段階に応じた性暴力の根絶に資する総合的な教育又は啓発を行うよう努めることや性暴力被害者等の支援の必要性及び二次被害の防止について、県民の理解促進のため広報・啓発活動その他の必要な施策を講じ、県民が性暴力の根絶に自主的かつ積極的に取り組めるよう、気運の醸成を図ることを規定するとあるが、学校現場としてどのような教育内容、指導事項等が必要なのかをわかりやすく提示するとともに、教育現場の業務が過多にならないよう、現場の実情に応じた支援が必要に感じます。（専門の講師派遣による対応）推進計画を含め、丁寧な議論をしながらとりくむ必要があるように思う。	③	いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。
58	第15条	15条では学校が児童生徒や保護者に対して性暴力の根絶のやめの教育や啓発を行うように努めるとありますが、 通常業務を行う中で、性暴力について教材研究をして新しい授業を作るのはかなりの負担です。小学校低学年、中学年、高学年、中学校1・2年、3年などの段階に合わせた授業内容やワークシート等、授業のパッケージ化を行って現場に提供いただけるとありがたいです。	③	いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
59	第15条	<p>「予防教育等の推進」については、教育内容、指導事項や教材などの具体に関して、教育現場を十分に支援する必要がある。また、学校における働き方改革の視点からも、単に業務の上乗せとならないよう、例えば講師派遣を積極的におこなうなど、現場の実情に応じた支援の充実が求められる。</p>	③	<p>いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
60	第15条	<p>「予防教育の推進」については、教育内容、指導事項や教材などの具体に関して、教育現場の実態をしっかり把握したうえで、予算面等でも十分に支援する必要があると考える。</p> <p>また、学校における働き方改革の視点からも、単に業務の上乗せとならないよう、と問えば専門的な知見を持った講師派遣を積極的に行うなど、現場の実情に応じた支援の充実が求められる。</p>	③	<p>いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
61	第15条	<p>「予防教育等の推進」は非常に大切で、意義があることだと思っています。</p> <p>学校等の子ども並びにその保護者が主な対象となっていますが、教えることになるであろう教員や保育士の多くがあまり学んでいない分野かと思います。第13条2に「教育に関する職務に従事する者に対し、性暴力への適切な対処に関する知識及び技術～」とありますが、対処はもちろんのこと、基礎知識や子どもへの伝え方・予防教育の進め方についてももしっかり含めていただければと思います。</p> <p>私は県内の学校を中心に性教育活動をおこなっていますが、予防教育の必要性を感じている先生が増えていて頼もしく感じる一方、多くの先生は何をどう教えていかわわからなかったり、よりこや県独自の対応ハンドブックの存在さえ知らなかったりします。校内で発生しても適切な対処がなされなかったり、もどかしい事例を聞くこともあります。せっかくいいハンドブックやリーフレットが配付されても、多忙化している現場の先生方の記憶に止まっていない現状を感じています。教員対象の研修をおこなっても、任意の研修では関心がある層やある程度知識がある層しかこないの、全員に届くようにする必要があると思います。</p> <p>たださえ、性教育、性暴力予防教育は、学校や地域差、教員差が大きいのが課題です。国・文部科学省はすべての学校で「生命（いのち）の安全教育」と言っていますが、残念ながらそこまで実施されていない、言葉や内容（性暴力予防教育であるということ）も知られていないように感じています。</p> <p>この条例をきっかけに、三重県内すべての地域・学校で、差がなく、子どもたちへの予防教育や、教員研修等が充実することを願っています。</p>	③	<p>いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
62	第15条	第十五条に示されている通り、予防教育や啓発は大切だと考える。しかし予防教育の推進においては、教育内容や指導事項などにつき十分な支援を行い、教育現場の負担にならないようにすることが必要であると考え。あらかじめ教材を開発したり、現場の実情にあった講師派遣をしたり、教育現場で有効かつ負担感少ない実践が行えるよう取り計らいいただきたい。	③	いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。
63	第15条	「行うよう努める」とありますが、予防教育は必ず必要と考えます。そのため「行う。」としてもよいのではないのでしょうか	③	県条例において、他の主体に義務を課すことは困難ですが、子どもの性暴力防止には教育は重要であると考えていますので、ご意見も踏まえ、市町も含めて予防教育が推進されるよう、今後の取組を進めていきます。
64	第15条	「発達の段階に応じた性暴力の根絶に資する総合的な教育または啓発を行う」に関する提案。 CAP（子どもへの暴力防止プログラム）は就学前、及び就学後の発達段階に合わせた暴力防止プログラムを長年提供している実績のある団体であり、性暴力被害防止もそのプログラムに含まれています。三重県にも「CAPみえ」というグループがあり、依頼のあった幼稚園・保育園・小学校などにプログラムを提供しています。県の事業として全ての幼稚園や小学校などにプログラムを提供する価値があると考えます。	③	いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
65	第15条	「県及び市町」について、三重県内には多気中学校を設置する多気町松阪市学校組合が存在し、複数の市町によって設立された一部事務組合については市町と同じ規律を適用すべきと考えるので、「県及び市町（一部事務組合を含む。次項において同じ。）」などとすべきではないか（公立学校職員定数条例等参照）。	③	一部事務組合立の学校も対象に含むため、その旨を逐条解説等でお示ししていきます。
66	第17条	県は週間を設け、施策に集中的に「取り組む。」です。	①	ご意見をふまえ義務規定とします。
67	第17条	「性暴力のない社会をめざす週間」について、本条例では「性暴力の根絶をめざす」というコンセプトでずっと来ているのに、なぜ「性暴力の根絶をめざす週間」ではないのか。	①	ご意見をふまえ修正します。
68	第17条	通常、条例等で「〇〇週間」や「〇〇月間」を設けるときは、その期間も条例で定めることが多いが、「性暴力のない社会をめざす週間」の具体的な期間については規定しないのか。	①	ご意見をのふまえ、具体的な期間について規定します。

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
69	第18条	「第二十条に規定する支援」について、第20条第1項各号に規定する措置のことを指すのであれば、それを明確にするため、「第二十条第一項各号に規定する支援」としてはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。
70	第18条	県はあらゆる相談者からの相談に応じるため必要な「措置を講ずる。」とした方が県の役割として適切と考える。	①	ご意見のとおり修正します。
71	第18条	「秘密の保持に最大限の注意を払って対応するものとする」について、条例の表現としてあまりこなれていないように感じ、また、性暴力に関する相談に係る秘密の保持についてはより義務付けの度合いを高めることが適切と考えるので、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第23条第1項も参考に、「秘密の保持に最大限の配慮をしなければならない」としてはどうか。	③	ご意見をふまえ、秘密の保持の必要性について、逐条解説等にその考えを示していきます。
72	第19条	「前条に規定する相談窓口」について、第18条第1項では単に「窓口」となっており、第13条第2項等との平仄を合わせるため、また、より条項を特定すべきと考えるため、「前条第一項に規定する窓口」とすべきではないか	①	ご意見のとおり修正します。
73	第20条	二十条に関してはおそらく「よりこ」に委託＝県が行っているとの理解でよいでしょうか。専門の先生方の意見にもありましたが、「よりこ」で一般的に求められる支援体制が担えるのでしょうか。「聞くだけの窓口」となり長期にわたり支援ができるのでしょうか？電話件数も増える中、難しいのではないのでしょうか？	③	いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
74	第20条	「必要な施策」について、各号で掲げられている事項は、施策というより、より具体的な措置のレベルと思われるので、「必要な措置」としてはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。
75	第20条	性暴力被害者等には本人と家族などが含まれると考えられるが、被害者の父親と母親では心的ダメージの内容が異なる事も考えられ、特に父親は自ら支援を求めにくい環境があると感じる。故に、父親への支援の必要性は何らかの形で示して頂くと良いと思います。	③	被害者とその家族への支援は重要であり、被害者の母親だけでなく父親への支援もまた重要であると認識しています。いただいたご意見をふまえ、逐条解説等でお示していくとともに、今後の施策の参考とさせていただきます。
76	第21条	「支援条例に規定する犯罪被害者等に対する支援に関する規定を適用する」について、他法令（条例）への委任規定として見慣れない表現で違和感があるので、「支援条例の定めるところによる」としてはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
77	第21条	「(……) 支援に関し、その被害の特性に応じた支援について必要な配慮を加えるものとする」について、「支援」が繰り返されくどく感じるので、「(……) 支援に関し、その被害の特性に応じて必要な配慮を加えるものとする」としてはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。
78	第22条	加害者とその家族支援も必要と考えるが、加害者＝犯罪者と考えるなら児童相談所や刑務所と連携して社会復帰を目指した更生プログラムが必要となります。また医療機関との連携も必要となります。再発防止を確固たるものにするなら、「性暴力の加害者及びその家族の求めに応じ」ではなく、「加害者の再発防止及び社会復帰に向け、更生プログラム及び教育支援または医療支援、その他必要な支援を行う」だと思います。上記を踏まえ「加害者が子供の場合には、保護者と連携し発達の段階に応じた、必要な教育と支援を行う」だと思います。県は「加害者等が相談しやすい環境の整備を整える。」だと思います。	③	第22条は、再犯防止の観点から、加害者を罰するのではなく、更生に向けた立ち直りと社会復帰に向けた支援の観点で規定しています。ご意見をふまえ、より加害者が相談につながるようまた、支援にあたっては、関係機関と連携し、取組を進めていきます。
79	第22条	「加害者が子どもの場合には、子どもの意思を尊重のうえ」あくまで、被害者の意思の尊重を優先するべきであると考えます。また、子どもが加害者の場合には、その児が家庭や学校、習い事などで性的虐待を受けた反応としての性化行動の可能性を検討すべきと考えます。	③	条例で規定する再発防止は加害者の更生に向けた支援としての位置づけであることから、加害者である子どもについてもその意思も尊重しながら支援を行うものと考えています。または、子どもが加害者の場合の背景については、ご意見をふまえ、関係機関と連携しながら取り組んでいきます。
80	第22条	性暴力加害者に対する支援、治療は、あくまで被害者支援の目的の一部として行われるべきであると考えます。「加害者が治療を受けている」が情状酌量の根拠として用いられる場合がありますが、それは被害者の妥当な処罰感情の否定といった二次加害になり得ると考えます	③	性暴力を根絶するためにはこれ以上被害者を生むことがないよう、性加害をなくすことが重要であると考えています。ご意見をふまえ、今後の施策の検討、取組の推進にあたっては、被害者の心情に配慮しながら進めていきます。

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
81	第22条	「子どもの意思を尊重のうえ」について、性暴力の加害者が子どもであったとしても、その生じせしめた結果は重大であって、たとえ当該子どもが介入を拒んだとしてもなんらかの措置を講ずるのは当然であり、あえて「子どもの意思を尊重のうえ」と規定する必要はあるのか。 なお、この文言を規定する場合も、常用漢字を用いるという観点から、「子どもの意思を尊重の上」とすべきではないか。	④	令和5年4月に施行された、こども基本法の基本理念では、「全てのこどもについて、（中略）意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。」とされており、いわゆる「子どもアドボカシー」の理念が反映されています。このことを踏まえ、子どもの意思の尊重は必要なものと考えているところです。
82	第22条	「保護者」について、対象を明確にするため、「その保護者」としてはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。
83	第22条	「発達の段階に応じた性暴力の加害を防止するために必要な支援」について、「発達の段階に応じた」がどこにかかるのか読みづらく（一見「発達の段階に応じた性暴力」と読める。）、また、既に加害をしているのであるから、再発を防止するという趣旨を明確にするため、「更なる性暴力の加害を防止するための発達の段階に応じた必要な支援」などとしてはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。
84	第22条	加害者支援は重要であると考えます。しかし、同一事案の被害者を置き去りにしての加害者支援には疑問。加害者の社会復帰は被害者の社会復帰が前提ではないでしょうか。少なくとも、被害者の納得は最低限必要と考えます。加害者への支援が被害者への二次被害へとならないように配慮する事は極めて重要。ここへの配慮は被害者の社会復帰への第一歩と考えます。	③	被害者に対する二次被害を防止するため、十分な配慮を行ったうえで加害者の立ち直りに向けた支援を行うことが重要です。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
85	第23条	「県 市町 学校及び事業者は性暴力が発生しない環境づくりを推進する。」です。	③	県以外の主体の取組も含まれることから、努力義務としています。
86	第23条	「性暴力が発生しない環境づくり」について、学校等にその環境づくりにつとめるよう示されているが、そのとりくみが現場まかせとならないように、情報提供はもとより、その具体的な支援や必要な人員の配置について明記すべき	③	ご意見をふまえ、今後の具体的な施策について検討を進め、推進計画等でお示ししていきます。
87	第23条	性暴力の根絶のためには、第23条にあるような県、市町、学校等及び事業者がそれぞれの立場において、発生しないための環境づくりに努めることは非常に大切であると考えます。しかし、第23条に、「県、市町、学校等及び事業者は、性暴力が発生しない環境づくりに努めるものとする。」とありますが、とりくみが現場任せとならないようにすべきです。そのためにも、第23条2に「県は…情報の提供、広報及び啓発その他の必要な施策を講ずる」と書かれていますが、情報提供はもとより、具体的な支援をより充実させていくことが必要であると考えます。	③	いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
88	第23条	「性暴力が発生しない環境づくり」で、学校等にその環境づくりにつとめるよう示されているが、そのとりくみが現場まかせとならないよう、情報提供はもとより、その具体的な支援を充実させることが必要である。	③	いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。
89	第23条	「性暴力が発生しない環境づくり」に必要な施策を講ずるものとするがあるが、様々なことを現場任せとするではなく、具体的な施策を示していただきたい。	③	いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。
90	第23条	「性暴力が発生しない環境づくり」について、具体的にどのような取組をするのか不明瞭なため、具体的な取組の例示をするなど、より分かりやすい表現となるよう工夫してはどうか。	③	ご意見をふまえ、逐条解説等でお示ししていきます。
91	第24条	「その他の支援の目的以外に使用してはならず」について、支援及び環境の整備に関して取得した個人情報なので、支援だけではなく環境の整備についても使用することは妥当と考えるので、「その他の支援及び環境の整備の目的以外に使用してはならず」とすべきではないか。	③	相談に係る個人情報はその目的のみに限定するべきと考え、現行のままとしますが、ご意見も踏まえ、統計的な情報などを性暴力の発生しない環境づくりに生かしていきます。
92	第25条	県は性暴力の根絶をめざすなら、「必要な財政上の措置を講ずる。」が一番重要です。性暴力を根絶するための予算は必ず必要です。 人材の確保 環境整備 教育予算 医療措置協定等、条例ができてそれが実行できるように予算をつけ、どこがどのように体制を整えるかが一番大切だと考えます。 医療機関としてもボランティアで支援をすることが難しいと思います。やはり専門的な人材を育てるためには補助金は必要です。	③	既存の県条例と同様努力義務のままとしますが、ご意見も踏まえ、施策を進めるために必要な財政措置を講じていきます。

2 「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」（中間案）に対するご意見と県の対応、考え方【市町・関係団体意見照会】

- (1) 意見公募期間：令和7年3月18日（火）から令和7年4月16日（水）まで（30日間）
- (2) 意見数：35件（10団体）
- (3) 意見の概要及び意見に対する県の対応、考え方：下表のとおり

項目別意見数

項目	件数
全般 に関する意見	5 件
前文 に関する意見	7 件
第2条（定義） に関する意見	5 件
第3条（基本理念） に関する意見	6 件
第9条（医療機関の役割） に関する意見	1 件
第10条（民間支援団体の役割） に関する意見	1 件
第15条（予防教育等の推進） に関する意見	1 件
第18条（総合的な相談体制の整備等） に関する意見	1 件
第20条（性暴力被害者等に対する支援） に関する意見	1 件
第22条（性暴力の再発防止） に関する意見	6 件
第23条（性暴力が発生しない環境づくり） に関する意見	1 件
合計	35 件

対応状況別意見数

対応区分	件数
① 反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	6 件
② 反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。	6 件
③ 参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	23 件
④ 反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの。（県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。事業主体が県以外のもの。法令などで規定されており、県として実施できないもの。）	0 件
⑤ その他：①～④に該当しないもの。（中間案から削除した文言に対する意見）	0 件
合計	35 件

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
1	全般	<p>中間案の概要（別紙）において、「『みえ性暴力被害者支援センター よりこ』は県が設置している」、とありますが、条例を概観してみて、よりこは「県」なのか「民間団体」なのかあまりよく伝わりません。また、この条例の中に、「性犯罪・性暴力ワンストップ支援センター」という文言が挙がってもよいのではないのでしょうか。病院拠点型ではなく、「相談センターを中心とした連携型」であってもワンストップ支援センターには変わりはありません。「相談センターを中心とした連携型」であるからこそ、多機関多職種の切れ目なき協働が最重要となると思います。「相談センターを中心とした連携型」のワンストップ支援センターであることの意義のようなものが条例に挙がってくると、システムティックな連携支援体制の実現につながるのではないかと思います。被害者にとって、ワンストップの機能を果たす支援体制の構築を願います。どうか、支援内容の質の向上のためのご検討をお願いいたします。</p>	③	<p>ご意見にある用語は法令上定義されたものではないことから、本条例では「専ら性暴力被害者等に対する支援を行うための総合的な窓口」としています。なお、このことが、国が取組を進めている「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」を指すものであることは逐条解説等でお示ししていきます。</p>
2	全般	<p>取組を進めるにあたり、（１）～（４）を配慮する旨の事項が明確な形で条文化されていないため、項をたてて明記する必要があると思う。※関連条項として、第十九条、第二十条</p> <p>（１）性暴力は、反復され、更なる被害に発展することも少なくないことから、被害者が早期に救済を求めることができるような措置を講じるとともに、被害者の意思を尊重しつつ、関係機関が連携して迅速に対応する必要があること。</p> <p>（２）性暴力の被害者が加害者と社会生活上何らかの関係を有し、かつ、対等な立場でない場合には、当該性暴力の被害から逃れる行動に起因する新たな被害又は不利益が生じることもあることから、周囲の関係者とも連携して、当該被害者の安全の確保と利益の保護を図る必要があること。</p> <p>（３）性被害は、顕在化しにくい傾向があることから、これを抑止する取組が遅れ、又は困難となる場合があるため、性被害又はその兆候を見逃さず、又は傍観せず、被害者の視点に立って性被害を阻止する意識を広く県民に定着させることが必要であること。</p> <p>（４）子どもや心身に「障害」を有する者に対する性暴力は、その発見が困難なことに鑑み、学校、施設、病院その他の児童福祉又は障害者福祉に関連する業務を行う団体又は機関の職員、従業員等は、子ども等を見守り、その性被害を早期に発見し、阻止する責務を有することを自覚して行動するとともに、発見したときは、関係機関に通報し、県その他関係機関が連携して、当該子ども等の保護その他必要な措置を迅速に講ずる必要があること。</p>	③	<p>第12条において、推進計画に基本方針を定めるものと規定しており、今後策定する推進計画に記載する基本方針にご意見をふまえ記載していきます。</p>

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
3	全般	<p>県のような行政機関は、有識者や専門機関ではないことから、有識者会議（検討懇話会）を立ち上げ、条例案を策定された。</p> <p>現在、人権施策審議会はありますが、審議すべき人権施策や課題等が多様化してきているため、施策全般についての審議とならざるを得ない状況になっている。そのため、個別の人権課題等について、深く時間をかけて審議できる性質を有する審議会ではないため、本条例に関する個別の審議会の設置が必要である。</p> <p>条例を実効性あるものとするために、審議会の役割が重要であることは、これまでの人権関連の条例を施行されてきた自治体への調査で明白となった。県が条例に基づき実施する施策・事業は条文を具体化するための事業内容になっているか、不備はないか、不備等があった場合の各事業の改善点の指摘や提案、より有効な施策等の提案などは、審議会で審議される必要がある。また、性暴力事案によっては、何故、性暴力が起きたのかの原因や背景の整理、原因や背景を取り除くことができなかった課題の整理した上で、課題克服のための方針や施策等の提案等、再発防止のためには事例分析などが必要になることが出てくることは十分想定されるが、これも県だけでできるものではない。条例が性暴力の根絶と被害者救済に有効なものになるかどうかを左右するのは審議会の役割が重要となる。フジテレビに関しても、自社で人権方針を策定していたが、実効性がなかったことが今回明確になった。こうしたことから、条文に有識者らで構成される審議会の設置を位置づけることを提案する。</p>	③	<p>条例案第12条に規定する推進計画の策定及び推進にあたっては、有識者から、施策に関してのご意見をいただく場を設ける予定です。</p>

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
4	全般	<p>推進計画に基づき、さまざまな施策が実施される予定のなか、各施策の効果測定が必要になる。県で実施される施策が、県民の差別意識や偏見等の現状と課題、法律や条例の認知度、相談窓口の認知状況や利用状況、市町や学校、事業者や民間支援団体の取組状況、被害の実態把握等について、定期的に県民を対象とした意識の調査と、取組や被害等の実態調査を実施することが、県における施策の効果測定の方法になると考える。県民対象の意識調査については、環境生活部人権課において、人権についての包括的な調査が実施されているが、多様な人権課題を採用する状況となっており、一定の項目が必要になるため、一つの人権課題に関する項目数が限定され、極めて少ない状況にあることから、人権課が実施する県民意識調査に便乗するとなると、性暴力に関する県民意識の現状と課題を把握するための項目数を設けることは困難であることは明白である。よって、くらし・交通安全課において「性暴力に関する三重県意識・実態調査（仮称）」という性暴力問題に特化した調査を実施し、現状と課題を正確に客観的に把握した上で、推進計画を策定することが好ましいと考える。県民には、どのような偏見や差別意識が存在しているのか、法や条例はどれくらい認知されているのか、相談窓口はどれだけ認知されているのか、被害経験やその対応などについて、計画策定の基礎資料となる調査をまずは実施し、計画に基づく施策を県が実施し、例えば5年後に同様の調査を実施した結果、施策がどこまで効果を上げたのか・上げなかったのかの検証、原因や背景の分析、課題の抽出を行うために同様の調査を実施することが好ましいと考えるため、条文に「定期的な実態調査の実施」を位置づけることを提案する。</p>	③	<p>今年度、県内の性暴力の実態を把握するための調査を予定しており、今後策定する推進計画に生かしていきたいと考えています。その後の調査については必要に応じ検討していきます。</p>
5	全般	<p>条文には、「的確に対応する」「適切に対応する」といった抽象的な表現を用いることになるため、市町や学校等、事業者、医療機関、民間支援団体が、これら規定された表現をどのように受けとめるか・イメージするかで、取組内容が規定されるものとする。そのため「的確な対応」「適切な対応」という表現をはじめ、「必要な体制」「必要な支援」「必要な配慮」等は、事案によって変わることがあるものの、一般的にどのようなことを示しているのかを具体的に例示することによって、市町や事業所、学校等、民間支援団体が、条例を具体化するための取組の推進につながると考える。各条文は、どのような姿や政策、取組等を規定したものなのかについて具体的に例示することで、県民等に条文の意味が正確に共有されることになると思う。より実効性や有効性を高めるためにも、逐条解説の作成を提案する</p>	②	<p>逐条解説の中で、各条文の考え方をお示ししていきます。</p>
6	前文	<p>「私たちすべての県民が人権を尊重し」を「すべての県民の人権が尊重され」としたらどうでしょうか。</p>	①	<p>ご意見のとおり修正します。</p>

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
7	前文	「性暴力は、私たち県民の安全で安心の暮らしを脅かすだけでなく、被害者に長期にわたり心身に深刻な影響を与え、その回復には長い時間を要する。」 としている為、被害者のことを追加的に記述しているように捉えられる。 性暴力が被害者に対する重大な人権侵害(7行目)とするならば、「性暴力は被害者に長期に渡り心身に深刻な影響を与え、その回復には長い時間を要するだけでなく、私たち県民の安全で安心な暮らしを脅かすものである。」とすべきと考えますので、ご検討いただければと思います。	①	ご意見をふまえ被害者に関する記述が中心となるよう修正しました。
8	前文	「被害者には責任が一切ないにもかかわらず」の部分で加害者と被害者の個別の問題間での扱いの理不尽さが描かれているが、その後が社会の誤った認識や無関心により二次被害に苦しめられるとなるが、意味がとりにくい。被害者なのに落ち度があるなど非難されるという理不尽さに苦しめられることがある、とはっきりさせてもいいのではないか。	③	ご意見の内容は性暴力被害者等に対する不当な差別や偏見の一つに含まれるものと考えています。ご意見をふまえ、不当な差別、偏見の一つとして、逐条解説にも記載し、誤った社会の認識を払拭するよう取組を進めていきます。
9	前文	「依然として身近に存在している」とあるが、説明がない。この項はたぶん身近に感じられないのは被害が陰に隠れてしまう、いわばタブーとなってしまうことをいっているのだらうと思いますが、それがわかるような表現が必要ではないか。	③	ご意見をふまえ、なぜ依然として身近に存在しているのかを県民に理解していただくよう取組を進めていきます。
10	前文	ここは子ども自身で性暴力を回避したりすることができないので、「まずは社会全体で子どもを被害から、守り」とあるが、5ページの基本理念の五に「まずは、子どもが性暴力を防止する知識を身に着け」とあり、矛盾するようにもとらえられるので、変えたほうが良いのではないか。	①	ご意見をふまえ、第3条第5号を修正しました。
11	前文	また、子どもについても性被害は全年齢に渡っている。年少者については被害の意味も解らず、家族も気づかないこともある。まずは、社会が子どもの被害に（加害についても）敏感になり、早期に気付く必要があるし、また、加害者が過去に被害者であったり、子どもの虐待や不適切養育環境が背景にあたりし、一般に軽視されまた表に出にくいので、子どもの性被害（あるいは加害）はもう少し考えたほうが良いのではないか。	①	ご意見をふまえ、前文に子どもは性暴力被害に遭ってもそれを性被害と認識できない場合もあることを記載しました。

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
12	前文	<p>性暴力の根絶であれば性加害の克服が不可欠だと考える。性加害者が医療や心理の治療を受ける機会が与えられること、性加害者が更生できるように必要に応じた社会的支援が必要であることも触れたほうがよいと思われる。性加害者が治療に結びつくには性加害者を闇に追いやることのない条例であることを期待する。</p>	③	<p>加害者の更生に向けた取組については、第22条において、性暴力の再発防止の項目を掲げています。ご意見をふまえ、加害者の更生に向けた取組も進めていきます。</p>
13	第2条	<p>様々な用語の定義がなされていますが、条例の中で、被害者を専門的に支援する人である「支援者」というのは一体どのような人なのか定義してほしいと思いました。「専門性を有する支援者」という視点で定義できるとよいのではないかと思います。</p> <p>また、「関係機関」というのも定義として挙げるとわかりやすいと思いました（第3条の4項では説明がありますが）。</p> <p>このような内容を条例で明確に定義していただくことで、性暴力被害者の支援に必要な「関係機関との連携」という部分が強化されることにつながると思います。</p>	③	<p>ご意見にある支援者と同義である「支援従事者」については第13条第2項で定義しており、具体的な内容については、逐条解説等でお示ししていきます。また、関係機関については第3条第4号において定義しており、連携していく機関については、逐条解説等でお示ししていきます。</p>
14	第2条 第1号	<p>世界保健機構（WHO）は、2002年に性暴力について「強制力を用いたあらゆる性的な行為、性的な行為を求める試み、望まない性的な発信や誘い、売春、その他個人の性に向けられた行為をいい、被害者との関係性を問わず、家庭や職場を含むあらゆる環境で怒り得るものである。また、この定義における「強制力」とは、有形力に限らず、心理的な威圧、ゆすり、その他脅しが含まれるもので、その強制力の程度は問題とならない」と定義している。</p> <p>本条例案の第二条では「配偶者等性暴力」「デートDV」「セクシュアル・ハラスメント」に「言動」とあるが、WHOは「あらゆる性暴力に該当する」と定義しており、特に「被害者との関係性を問わない」や「強制力」の「有形力に限らない心理的威圧・ゆすり・その他脅し」が、現在の定義で包括できていないのではないかと考える。現行の条例案がWHOの定義を包括できている場合、後に提案する逐条解説は不可欠になると考える。</p>	②	<p>性暴力の定義は国際的な基準をふまえ、性暴力を「その者の同意なく行われる性的な行為」と定義しています。また、定義における「同意」とは、「自由な意思により、自発的に与えられるもの」と規定しています。国際的な基準をふまえた定義であることを逐条解説にも記載していきます。</p>

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
15	第2条第4号	大変難しいところと思いますが、四であえてDVという文言が使われていないのに、五でデートDVという文言が使われていることに違和感があります。性の支配が関与していると思われるたくさんの法律が記載されているなかで、DV法が挙がっていないことにも違和感があります。DVは、身体的、精神的、社会的、性的な暴力が複雑に絡んでいると言われていること、DVの中では性暴力の割合は低くても潜在化している可能性があることから、今後DVについても性の支配による暴力であるということをさらに県民に認識していただくと思います。「DVの中の性暴力の部分のみを取り上げます」に近い考えなのだろうと読み取りましたが、「デートDV」と挙げていただいているように「DV」として挙げてよいと思いました。	③	配偶者暴力防止法上の犯罪は保護命令違反等によるもので、その犯罪事実が特定の者の性的な問題に関する権利利益に係るものではないことから性犯罪として定義していません。また、DVは法令上、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動と定義されることから、身体的な暴力行為を含む行為と区別して配偶者性暴力としています。 一方、ご意見にあるDVは性の支配による暴力であり、県民に認識していただく必要があると考えており、今後の施策にあたり参考とさせていただきます。
16	第2条第14号	二次被害について、「周囲から」といった記載で、社会から受けるあらゆる対象からの二次被害と読み取りましたが、実際は、支援を受ける中での二次被害も大きな問題となっています。「支援中に受ける支援者からの不適切な支援内容による二次被害」も追加することを提案します。	③	ご意見をふまえ、逐条解説等でお示ししていきます。
17	第2条第15号	児童福祉法第6条の3第2項の放課後児童健全育成事業の学童保育（放課後児童クラブ）はどこに入るのかが気になりました。その他子どもの育成に関連する分野の事業という所に該当するのでしょうか。子どもの居場所としては大きい事業だと思うので、明記があったほうが分かりやすいかと思いました。	②	放課後児童クラブは子どもの育成に関連する分野の事業に含まれており、その考えについては逐条解説においてお示ししていきます。
18	第3条第1号	「性暴力は、個人の尊厳を著しく侵害し、」というより、「性暴力は、人の性に関する自己決定権や性的人格権(セクシュアル・ライツ)を侵害し、」と権利を具体的に挙げるべき。 また、同項に、「性自認や性的指向を問わず、すべての人が尊厳をもって生きることができるようにならなければならない」と明記すべき。	③	条例を広く県民に分かりやすく伝えられるよう、日本国憲法で謳われる個人の尊厳を用いて規定しています。ご意見をふまえ、逐条解説にその旨記載し、決して許される行為でないことを解説していきます。性暴力根絶に向けた強い意思を示すため、「性暴力を根絶しなければならない」としています。ご意見をふまえ、今後の取組みの検討にあたっては、全ての人が尊厳をもって生きることができるようにならなければならない意思の下、取組の検討を進めていきます。

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
19	第3条 第3号	<p>「性暴力被害者等に対する不当な差別、～」とあるが、「被害者に関する誤った自己責任論」という文言を明記すべき。</p> <p>また、同項「二次被害の防止に最大限の配慮を行うこと」とあるが、「二次的加害行為もまた根絶しなければならない」という文言を明記すべき。</p>	③	<p>ご意見の内容は性暴力被害者等に対する不当な差別や偏見の一つに含まれるものと考えています。ご意見をふまえ、不当な差別、偏見の一つとして、逐条解説にも記載し、誤った社会の認識を払拭するよう取組を進めていきます。</p> <p>③ 二次被害を与える行為（いわゆる二次的加害行為）についても性暴力であり、根絶すべき行為であると考えています。そのため、基本理念に二次被害の防止に最大限の配慮を行うことを規定し、二次被害を与えないように取り組むことで、二次的加害行為の根絶につなげていきます。</p>
20	第3条 第4号	<p>「性暴力被害者等に対する支援は、」の文章の後に、「当該被害者の視点に立ち、自己決定を最大限に尊重して行うこと」が前提とされるべきなので、明記すべき。</p> <p>※第二十条も同様の視点を明記すべき</p>	②	<p>同条同項第2号において、「性暴力被害者等の意思及び立場を尊重すること」として明記しています。</p>
21	第3条 第5号	<p>この基本理念の項に、性暴力を未然に防止することが明記されていない。加害がなければ被害はないことを踏まえた、性暴力の加害者を生まない教育・啓発の必要性は基本理念の項ではないか。※関連条項として、第七条、第十五条</p>	①	<p>ご意見をふまえ、「性暴力を予防するための教育及び啓発を行い」に改めました。</p>
22	第3条 第5号	<p>「子どもの健全な成長発達に重大な影響を及ぼす極めて重大な人権侵害であって」とあるが、「子どもに保障されるべき健全な成長発達を阻害するなど、その幸福な生活を困難にするきわめて重大かつ深刻な性的人格権（セクシュアル・ライツ）の侵害であるとともに」と子どもの権利を侵害する行為だということをもう少し具体的に明記すべき。</p>	③	<p>ご意見をふまえ、逐条解説に具体的に明記するとともに、より具体的な権利侵害であることを県民に広く理解していただくよう取組を進めていきます。</p>

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
23	第3条 第5号	「子どもが性暴力を防止する知識を身に着ける」ことは必要ですが、子どもの周囲にいる大人にも正しい知識を持ち、支援にあたる必要があります。関連機関との連携協力の文言にとどまらず、正しい知識を学ぶ機会を持つことも明文化していただければと思います。	③	子どもの周りの大人が正しい知識を持つことは重要であると考えており、関係機関との連携協力の中で正しい知識を学ぶ機会についても提供できるよう取り組んでいきます。
24	第9条	第七条の学校等、第八条の事業者等、のように、医療機関に対しても「県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努めるものとする」の文言が必要ではないでしょうか。医療機関を巻き込んだ支援がとても重要と思います。	③	加害者の支援が可能な医療機関などの社会的資源を整えることが必要であることから、まずは被害者支援に関する役割を規定することとします。
25	第10条	民間支援団体の役割の項で、「知識及び経験を活用し・・・」とありますが、性暴力被害者の支援が、「知識と経験」のみでよいのでしょうか。とても心配なところです。何をもち「知識」とするのか、「経験」とするのか、どのような専門性を求めるのか、この部分の表記に限ったことではありませんが、三重県の方針を知りたいと思いました。	③	どのような知識や経験を求めるかについては、今後策定する推進計画や施策のなかで明らかにしていきたいと考えています。
26	第15条	1項の下から2行目に、「…性暴力の根絶に資する総合的な教育又は啓発を行うように努めるものとする」とあります。一般的に「又は」は、どちらか一つを選ぶというときに用いる用語ですが、「教育」か「啓発」かのどちらか一つということでしょうか。「啓発」のみとなる可能性があると思います。また、「努める」とあります。「性暴力の根絶をめざす」三重県の取り組みに対し、「啓発する努力のみ」となってもよいのでしょうか。根絶をねらう方針を強く表記できるとよいのではないのでしょうか。	①	ご意見をふまえ、「教育及び啓発を行う」に修正します。なお、本条項は市町にも影響が及ぶことから努力規定のままとします。
27	第18条	第三号、第五号に通訳支援の提供が想定されるが、同条本文中に「必要な施策を講ずるに」含まれることを前提に参考意見として提出します。	②	同上第2項にある、あらゆる相談者に応じるために必要な措置に該当するものと考えています。

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
28	第20条	2項に、「・・・と緊密に連携し、必要な支援が迅速かつ的確に行われるよう取り組むものとする」とあります。支援が迅速に的確に行われることはもちろん大切ですが、支援中の連携、連携における支援後の評価、各関係機関の課題の解決に向けた検討等が、条例の制定により専門職の連携の強化が確実に行われることを望みます。「緊密な連携」という文言のみで、今後よりよい関係体制が構築されるものか、少し不安になりました。	③	いただいたご意見をふまえ、今後の推進計画や施策の中で参考とさせていただきます。
29	第22条	「性暴力の根絶をめざす」ためには予防教育だけでなく、加害者の更生教育が必要であると思います。"求めに応じて"実施するのだけでよいのでしょうか。性暴力は再犯率が高く、予防や被害者支援と同様に、加害者を根絶する視点にも重きを置き、具体的な内容も記載してはどうでしょうか。加害者がいなくなることが性被害をなくすための重要な要素です。	③	第22条では再犯防止の観点から加害者を罰するのではなく、更生に向けた立ち直りと社会復帰に向けた支援の観点で規定しています。また、同条第2項では、加害者が一人でも多く相談につながるよう相談しやすい環境の整備に努めるよう規定しています。具体的な取組については、推進計画等でお示ししていきます。
30	第22条	加害者の支援について、大阪府、福岡県、茨城県のように具体的な支援策を定めてもらいたい。	③	条例では加害者支援を行うために相談に応じること、相談しやすい環境を整備することを定めており、個別具体的な支援策については、今後策定する推進計画において定めることとしています。
31	第22条	また、子どもの性加害についても触れているが、子どもの性被害と同じく、慎重な対応が求められる。虐待や不適切な養育環境等が関わっている場合も多いので、保護者との連携だけでは済まないのではないか。	③	ご意見をふまえ、子どもの性暴力被害や性暴力加害については、関係する機関と連携し、取組を進めていきます。
32	第22条	加害者の再発防止策がどのようなものがあるのか。	③	具体的な取組については、推進計画で検討し、お示ししていきます。

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
33	第22条	加害者とその家族に対する相談窓口による支援は必要ないのか。	②	第22条第1項に加害者とその家族からの求めに応じ、再発の防止又は社会復帰に必要な情報の提供、医学的又は心理学的な支援その他必要な支援に努めると規定しています。具体的な取組については、推進計画等でお示ししていきます。
34	第22条	専門機関による再犯リスクの低減や適切な治療を促すこと	③	いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
35	第23条	「性暴力のない社会の構築」 ここでは大半が性加害に対する再発防止と社会復帰、それに治療環境の整備であるが、これがなぜ必要なのか、もっと具体的な説明が必要ではないか。被害者支援となると、加害者への厳罰化が強調される傾向がある。この流れでは、加害者支援の視点が出てこない。性暴力の根絶のためにも加害者の支援治療は必要不可欠でこれについてはもう少し記載が必要だと考えます。	③	加害者の更生に向けた支援等について、その必要性を県民に理解していただきながら、加害者の支援に向けた取組を進めていきます。

3 「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」（中間案）に対するご意見と県の対応、考え方【懇話会委員意見】

(1) 意見数：25件

(2) 意見の概要及び意見に対する県の対応、考え方：下表のとおり

項目別意見数

項目	件数
全般 に関する意見	1 件
前文 に関する意見	3 件
第2条（定義） に関する意見	1 件
第3条（基本理念） に関する意見	4 件
第4条（県の責務） に関する意見	1 件
第8条（事業者の役割） に関する意見	1 件
第11条（推進体制の整備） に関する意見	2 件
第15条（予防教育等の推進） に関する意見	3 件
第17条（性暴力の根絶をめざす月間） に関する意見	1 件
第18条（総合的な相談体制の整備等） に関する意見	4 件
第21条（三重県犯罪被害者等支援条例への委任） に関する意見	1 件
第22条（性暴力の再発防止） に関する意見	2 件
第23条（性暴力が発生しない環境づくり） に関する意見	1 件
合計	25 件

対応状況別意見数

対応区分	件数
① 反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	9 件
② 反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。	3 件
③ 参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	7 件
④ 反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの。（県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。事業主体が県以外のもの。法令などで規定されており、県として実施できないもの。）	6 件
⑤ その他：①～④に該当しないもの。（中間案から削除した文言に対する意見）	0 件
合計	25 件

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
1	全般	社会の変化に伴う性暴力の概念の変化や条例施行後の調査。検討を進めるにあたって、施策や変更などに対応するため、4年をめぐりに条例を見直す必要がある。	③	今後策定する推進計画の進捗をふまえ、講じる施策はもちろんのこと、必要に応じて条例の見直しも検討していきます。
2	前文	「すべての責任は加害者にある」とあるが、性暴力を助長するような環境や性暴力としての周囲の認識が低いことなどが性暴力を根絶できていない要因の一つにもあるため、「すべての責任は加害者」と言い切る表現は再考してはどうか。	④	加害者が行為にいたる背景や要因には、加害者の生育環境や社会環境も影響していると考えられますが、行為そのものはすべて加害者の責任と言えること、また、被害者にも責があるような言論や風潮による二次被害が生じている事例もあることから、原案の表記としています。一方で、本条例においては、加害者の更生と社会復帰を目指すため、第22条において再発防止や社会復帰に必要な支援に努めるともしているところです。
3	前文	性暴力に対する取り組み全体が見渡せるように、県の状況と条例が目指す社会をわかりやすい形で提示してほしい。この前文を読むことで、自分たちが何にどうして取り組んでいる、いくべきかがわかるようにしてほしいです。また性暴力は被害者だけでなく、その家族にも、その事実を知った多くの人の心に深い傷を負わせること、さらに被害者の一番近くにおいて性暴力の影響を受ける家族の支援についても触れるべきである。	①	ご意見をふまえ、「被害者とその家族に寄り添い・・・」と修正します。
4	前文	7行目を「性暴力は、性犯罪となりうるだけでなく、被害者の心身・・・」に修正や、24行目に「被害者をうむことのないよう、性犯罪の処罰を促進すること等を通じて、性暴力を根絶・・・」とするなど、暴力が性犯罪であることに関する記述を含めてはどうか。	③	本条例がめざすものは、性暴力の根絶と被害者等への支援であって、処罰等については、他の法令や機関に委ねるものと考えています。 なお、ご意見をふまえ、性暴力が性犯罪となりうることについては、逐条解説等で示していきます。
5	第2条 第14号	二次被害について、被害者等に対すると共に性暴力の防止に取り組む人への誹謗中傷や取組に対する偏見や差別、これらの活動を妨害する行為なども二次被害と定義する必要がある。	③	本条例において想定している二次被害は、直接の被害者に係るものを想定していますが、今後策定する推進計画において、ご意見のような観点も取り入れた取組を検討していきます。

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
6	第3条 第1号	「性暴力は、個人の尊厳を著しく損なう人権侵害行為であるだけでなく、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼす、いかなる場合においても容認されない行為であることから、これを根絶していかなければならない。」として、人権侵害であることを明確にかつ、「極めて悪質」といった評価的感情的な文言を削除する必要がある。	①	ご意見のとおり修正します。
7	第3条 第5号	「子ども自身でこれを回避することは困難」であるとしながら、子ども自身が防止する知識を身に付けるとするのは、矛盾している。3行目は、「まずは、周りの大人が性暴力防止する知識を身に付け」とすべきである。	①	ご意見をふまえ、「社会全体で子どもを性被害から守るとともに、性暴力を予防するための教育及び啓発を行い…」と修正します。
8	第3条 第5号	また、連携協力機関に児童相談所を明記すべきである。	③	連携協力する機関については、児童相談所との連携も重要と考えているところであり、ご意見もふまえ、今後の施策の参考とさせていただきます。
9	第3条 第5号	【意見】 「子どもが防止できる」という表現は責任を子どもに負わせる印象を与えてしまう 【提案】 「子どもが性暴力について正しく理解し、被害者にも加害者にも傍観者にもならないために必要な知識や判断力を身につける教育および啓発を行うとともに、周囲の大人が性暴力に関する理解を深め、早期発見・早期対応ができる体制を整えることが重要である。被害が発生した場合には」を提案します。	①	ご意見をふまえ、「社会全体で子どもを性被害から守るとともに、性暴力を予防するための教育及び啓発を行い…」と修正します。
10	第4条 第3項	「情報の積極的収集及び活用を行うものとする。」とし、「努める」ではなく「する」。	①	ご意見のとおり修正します。
11	第8条	2か所の「努める」を削除。これは法的義務だと思います。	④	事業者に期待する役割を規定することから、原案のままとします。
12	第11条	「努める」を削除	①	ご意見のとおり修正します。

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
13	第11条	性暴力の根絶と被害者支援の施策の推進力として、個々の性暴力の事例だけでなく、県内で性暴力の対策に取り組んでいる者からの意見を聴取し、施策に関する課題を調査するため、審議会が必要であり、条例に規定する必要がある。またこの審議会では、県や市町、学校、事業体その他が把握する被害等の事実、対応に関する情報の全般的な収集とその整理、分析、提言、研修、啓発等を行うことができるようにしてほしい。この情報への取り組みが、推進体制の核になると思われる。	③	条例案第12条に規定する推進計画の策定及び推進にあたっては、有識者から、施策に関してのご意見をいただく場を設ける予定です。
14	第15条	「努める」を削除	④	県以外の主体の取組も含まれることから、努力義務としています。
15	第15条	教育は性暴力を根絶するための根幹となるため、義務として規定すべきではないか。	④	性暴力の根絶をめざすための教育は、必要不可欠なものと考えていますが、条例上は県のみが実施するものではないことから、努力義務としています。
16	第15条	教育の推進に当たっては、県内で性暴力対策で活躍している人材を活用すべきである。併せて、県や市町の職員、子どもに関わる人たちが性暴力の根絶に取り組むために、性暴力の知識や理解、具体的な手立てを学ぶ機会もまた義務としてほしい。	②	第13条において、県や市町の職員並びにこの条例に定める施策の実施に携わる者に対し、必要な専門的知識及び技術について、情報の提供その他の必要な施策を講ずることとしています。
17	第17条	「努める」を削除	①	ご意見のとおり修正します。
18	第18条	2か所の「努める」を削除。	①	ご意見のとおり修正します。
19	第18条	「被害を受けた時期」は属性ではないので、「・・・使用する言語その他の属性や被害者を受けた時期にかかわらず・・・」とする	①	ご意見をふまえ修正します。
20	第18条	「総合的かつ専門的な窓口である性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等を設置する」としてはどうか。	③	ご意見にある用語は法令上定義されたものではないことから、本条例では「専ら性暴力被害者等に対する支援を行うための総合的な窓口」としています。なお、このことが、国が取組を進めている「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」を指すものであることは逐条解説等でお示ししていきます。

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
21	第18条	被害者等の告白する事実は、どのように扱われるのでしょうか。多くの性暴力の事実は、証明がむずかしいと思います。時間も敵になります。しかし、どんなに拙くても語られる事実が、事実として受け止められることが、被害者にとっては大きな希望になり、区切りになります。どのように支援をしていくかもそこから見えてきます。この条例は、加害者を罰するものではありません。性暴力の当事者団体としては、このことを被害者等が理解してほしい。それでも、この条例がつくる総合的な相談体制が、被害者等の告白する事実を事実として受け止め、その人に寄り添い、支援をおこなっていくことがわかる条例にしていきたい。	②	被害者が声を上げていただいたことに対し、支援従事者が心無い言動等によって被害者に対して、二次被害を与えることは避けなければなりません。 この条例では、第3条の基本理念において、「二次被害の防止に十分に配慮するもの」と規定しており、これは、支援従事者が性暴力被害者に対して二次被害を与えないことを目的として規定しています。
22	第21条	「就学や就業支援、社会参加、未成年被害者の保護と住居保障とそれに関わる支援等」も加えて欲しいです。人生の中で経験する特別大切なプロセスは、社会参加を含み持った「就学と就労」です。性暴力を受けたことで、思うように学べないこと、働けないことがないように被害者とその家族を支えて欲しいと思います。家庭内性暴力等で帰る場所のない未成年の生活保障もお願いしたいです。県は、被害者やその家族の「生活を中長期的に支える」と宣言してほしい。また支援は「点」ではなく「面」でおこなってほしい。	②	条例案第21条で被害者等に対する支援については、この条例のほか、支援条例に定めるところによると規定しており、ご意見にあるさまざまな支援については、支援条例にも基づき、具体的な支援内容については、今後策定予定の推進計画においてお示しします。
23	第22条	子どもの意思を尊重するのはおかしいため「子どもの意思を尊重のうえ」を削除すべき。「保護者とも」と「も」を入れてはどうか。	④	令和5年4月に施行された、こども基本法の基本理念では、「全てのこどもについて、（中略）意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。」とされており、いわゆる「子どもアドボカシー」の理念が反映されています。このことを踏まえ、子どもの意思の尊重は必要なものと考えているところで
24	第22条	1項に、「県は、加害者が自らの行為が性犯罪・性暴力に該当することを認識し、その責任を明確に自覚することができるよう、警察、検察等の関係機関と連携しつつ、適切な処罰および法的措置の実施に努めなければならない。」を入れ、加害の認識と処罰の必要性を強調すべき。	④	本条例がめざすものは、被害者やその家族への支援と、広報及び啓発などによる性暴力が根絶される社会の実現であり、処罰などの措置は他の法令や機関に委ねられるべきものと考えています。

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
25	第23条	<p>【意見】 性暴力が発生しない環境づくりが包括的なため、あいまいでどういう状態を意味するのかが分かりにくい ため、具体的な施策とその目的（予防、支援、再発防止、文化改革）を明確にしています。これにより、 実行面で何を達成すべきかがより具体的に理解され、関係機関や市民がこの条例に従うための道筋が示 されます。また、「性暴力の発生しない環境の構築」という最終的な目標がより達成可能で測定可能なもの になるため、下記を提案します。</p> <p>【提案】 県、市町村、学校及び事業所は、性暴力防止と回復支援を推進し、再発防止と組織の構造・文化の改 革を行い、性暴力の発生しない環境を構築する。</p>	③	<p>性暴力が発生しない環境づくりがどのようなものか逐条解説等で考えをお示するとともに、今後の取組にあたっては市町、学校等、事業者に対して周知を図っていきます。</p>